

「林務関係工事の現場環境改善費試行要領」（令和6年3月7日付け5農総第351号農林総務課長通知）新旧対照表

改 正	現 行																
第1条～第4条 （略）	第1条～第4条 （略）																
第5条 積算方法 標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。 （1）積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上する。 $K = i \times P_i + \alpha$ K ：現場環境改善に要する費用（単位：円、千円未満切り捨て） i ：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） P_i ：対象額（直接工事費（処分費等を除く） ＋支給品費＋無償貸付機械等評価額） なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。 α ：積上げ計上分（単位：円、千円未満切り捨て） <table><tr><th rowspan="2">対象額： P_i</th><th colspan="2">現場環境改善費率： i（％）</th></tr><tr><th>大都市 市街地</th><th>左記以外</th></tr><tr><td>直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額</td><td>$45.9 \times P_i^{-0.175}$</td><td>$32.5 \times P_i^{-0.202}$</td></tr></table>	対象額： P_i	現場環境改善費率： i （％）		大都市 市街地	左記以外	直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	$45.9 \times P_i^{-0.175}$	$32.5 \times P_i^{-0.202}$	第5条 積算方法 標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。 （1）積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上する。 $K = i \times P_i + \alpha$ K ：現場環境改善に要する費用（単位：円、千円未満切り捨て） i ：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） P_i ：対象額（直接工事費（処分費等を除く） ＋支給品費＋無償貸付機械等評価額） なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。 α ：積上げ計上分（単位：円、千円未満切り捨て） <table><tr><th rowspan="2">対象額： P_i</th><th colspan="2">現場環境改善費率： i（％）</th></tr><tr><th>大都市 市街地</th><th>左記以外</th></tr><tr><td>直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額</td><td>$56.6 \times P_i^{-0.174}$</td><td>$39.9 \times P_i^{-0.201}$</td></tr></table>	対象額： P_i	現場環境改善費率： i （％）		大都市 市街地	左記以外	直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	$56.6 \times P_i^{-0.174}$	$39.9 \times P_i^{-0.201}$
対象額： P_i		現場環境改善費率： i （％）															
	大都市 市街地	左記以外															
直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	$45.9 \times P_i^{-0.175}$	$32.5 \times P_i^{-0.202}$															
対象額： P_i	現場環境改善費率： i （％）																
	大都市 市街地	左記以外															
直接工事費（処分費等を除く） ＋ 支給品費 ＋ 無償貸付機械等評価額	$56.6 \times P_i^{-0.174}$	$39.9 \times P_i^{-0.201}$															
（2）率計上されるものは、別表の計上費目ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用である。	（2）率計上されるものは、別表の計上費目ごとに1内容ずつ（ <u>いずれか1費目のみ2内容</u> ）の合計5つの内容を基本とした費用である。																
（3）積上げ計上分（ α ）に計上するものは、現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとし、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。 なお、熱中症対策・防寒対策を積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100％を上限とする。 <u>また、維持工事等で現場環境改善の実施が困難なもの及び効果が期待できないものとして率分での計上を対象外とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積上げ計上することができるものとする。</u>	（3）積上げ計上分（ α ）に計上するものは、現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとし、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。 なお、熱中症対策・防寒対策を積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50％を上限とする。																
（4）～（5） 略	（4）～（5） 略																
第6条～第7条 （略）	第6条～第7条 （略）																
附則 この要領は、令和6年3月7日から施行する。 この要領は、令和7年7月1日から施行する。 <u>この要領は、令和8年10月1日から施行する。</u>	附則 この要領は、令和6年3月7日から施行する。 この要領は、令和7年7月1日から施行する。																

改 正		現 行	
別表		別表	
計上費目	実施する内容（率計上分）	計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	(削る。) (削る。) (削る。) (削る。) ・昇降設備の充実 ・環境対策の充実 ・I C T設備の充実 ・作業負荷の低減	仮設備関係	・ <u>用水・電力等の供給設備</u> ・ <u>緑化、花壇</u> ・ <u>ライトアップ施設</u> ・ <u>見学路及び椅子の設置</u> ・昇降設備の充実 ・環境負荷の低減 (新設) (新設)
安全関係	・工事標識・照明等安全施設の充実 ・盗難防止対策 ・健康関連施設の充実 ・野生生物・害虫対策等	安全関係	・工事標識・照明等安全施設の現場環境改善（電光式標識等） ・盗難防止対策（警報機等） (新設) (新設)
営繕関係	・現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ・労働者宿舍の充実 ・現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む） ・衛生設備・厚生施設の充実等 ・現場事務所等への木材利用*	営繕関係	・現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ・労働者宿舍の快適化 ・現場休憩所の快適化 ・健康関連施設及び厚生施設の充実等 (新設)
地域連携	(削る。) (削る。) (削る。) (削る。) ・広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） ・見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・運営管理等を含む） ・社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費を含む） (削る。) ・現場景観向上（美装化・デザイン看板等）	地域連携	・完成予想図 ・工法説明図 ・工事工程表 ・デザイン工事看板（各工事P R 看板を含む） (新設) ・見学会等の開催（イベント等の実施を含む） ・地域対策費等（地域行事等の経費を含む） ・社会貢献 (新設)
※ 詳細については別紙のとおり。		※ 計上費目ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）実施すること。	

改 正	現 行
別紙 <u>現場事務所等への木材利用について</u> <u>1 対象となる現場事務所等</u> 以下のとおりとする。なお、構造・仕様は問わない。 <u>(1) 壁、柱、梁、桁、小屋組み、天井、床等の全部又は一部に木材を使用している 現場事務所。ただし、内壁、天井、床に合板を使用したプレハブ現場事務所は含まない。</u> <u>(2) 現場事務所（プレハブ現場事務所を含む）の壁面保護や目隠しとして、現場事務所の正面1面以上に設置する木製パネル（既製品を含む）。</u> <u>2 使用する木材</u> <u>合法性・持続性の証明された木材を原則使用することとする。</u> <u>3 費用計上</u> <u>現場事務所等への木材利用に係る全ての費用は、現場環境改善費の率計上に含まれる。</u> <u>4 計上費目及び実施する内容の取扱い</u> <u>現場事務所等への木材利用として工事施工箇所の地域材を使用した場合は、営繕関係の「現場事務所等への木材利用」のほか、地域連携の「社会貢献」として実施したことを認める。</u>	(新設)